

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花水木の会（以下「法人」という。）の役員および評議員の報酬等について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときおよび評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

別表1の報酬額は源泉税控除後の金額である。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事および評議員の業務報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人または法人が行う事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

別表2の報酬額は源泉税控除後の金額である。

2 評議員が評議員会出席以外で法人または法人が行う事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の監査指導報酬等)

第5条 監事が法人または法人が行う事業の運営状況を指導し、または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の報酬)

第6条 常勤の役員である理事長の報酬は、第3条および第4条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬および旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。

4 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 法人の職員を兼務する役員および評議員（非常勤の職員を兼務する役員および評議員にあつては、勤務日の場合に限る。）には、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より適用する。

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年11月7日から施行する。

別表1

名称	報酬	実費弁償費
理事会業務報酬等	3,000円	3,000円
評議員会業務報酬等	3,000円	3,000円

別表2

名称	報酬	実費弁償費
理事会及び評議員会業務報酬等	5,000円	5,000円
監事監査指導報酬	20,000円 3,000円（理事会・評議会出席）	10,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
実費	15,000円	5,000円	実費